
A1-HRD規約

2015年10月28日承認・施行

はじめに

アジア水道事業体人材育成ネットワーク(：Asian Waterworks Utilities Network of Human Resources Development)は、アジア諸都市の政府系(地方公共団体を含む)若しくは準政府系水道事業体(水道事業の研修機関を含む)で構成されるネットワークである。略称は、正式名称の各単語の頭文字により、「AWUN-HRD」または「A1-HRD」とする(以下、「A1-HRD」という)。

A1-HRDは、人材育成に関する知識やノウハウについて情報交換を行い、アジア全体の水道事業のレベルアップに寄与することを目的として活動している。

A1-HRDの活動は、ウェブサイトの運営、ニュースレターの発行、会議の開催等である。ウェブサイトの運営、ニュースレターの発行では、人材育成に関する取組やノウハウについて情報交換を行っている。会議では、研修など人材育成に関する課題を持ち寄り、それらに対する解決方策を相互に検討している。

1. 構成員(参加事業体)

- (a) 政府系水道事業体は、国または地方公共団体が経営する水道事業体をいう。
- (b) 準政府系水道事業体は、国または地方公共団体が100分の50以上出資する水道事業体の法人格をいう。
- (c) A1-HRDは、政府系(地方公共団体を含む)若しくは準政府系水道事業体(水道事業の研修機関を含める)から構成する。

※ 参加事業体のリストは、別表のとおりです。

2. 参加の申請と承認

- (a) 参加の申請は、A1-HRD規約の主旨に賛同すれば、参加申請を行うことができる。
- (b) 参加の申請は、1. で定める参加事業体に限る。
- (c) 参加の承認は、別表に示す構成員の同意を必要とする。構成員の資格は、承認の日から許可される。

3. 構成員の義務

- (a) 人材育成や研修手法などに関する課題について、積極的に情報交換を行うこと。
- (b) 年1回開催される会議に積極的に参加すること。
- (c) 開催都市に積極的に立候補すること。
- (d) 当ネットワークを通じて、アジア全体の水道事業のレベルアップに寄与すること。
- (e) 代表者と連絡担当者を事務局に届け出ること。代表者は、原則として人材育成部門の部門長とする。(人事異動等により変更があった場合は、速やかに届け出ること。)

4. 活動の内容

会議(年1回開催)

- (a) 人材育成に関する各構成員の取組を含む情報交換
- (b) その他A1-HRDの運営・活動に関すること。
- (c) 会議の議長は、開催都市若しくは事務局の代表者が務める。
- (d) 会議における共通言語は、英語とする。

出版物と情報提供(人材育成に関する取組やノウハウの情報交換)

- (a) A1-HRDのニュースレター(定期刊行物)を年4回程度電子メールにて送付。
- (b) A1-HRDのウェブサイトで最新の活動状況の紹介。ウェブサイトの管理は、事務局が務める。

5. 会費

- (a) 年会費は、徴収しない。
- (b) 「4. 活動内容」に示す会議に参加する場合の経費は、次のとおり。
 - 会議への渡航費:参加する構成員が滞在費を含めて負担すること。
 - 会議等に関わる経費:会議開催都市となる構成員が負担すること。

6. 退会

退会届の提出によりA1-HRDから退会することができる。なお、この退会が有効となるのは、別表の構成員が退会を同意した日以降とする。

7. 事務局

事務局は、東京都水道局研修・開発センターに置く。

8. その他

オブザーバー

- (a) オブザーバーは、原則として政府系(地方公共団体を含む)若しくは準政府系水道事業体または水道関係機関とする。なお、水道関係機関とは、国または地方公共団体の水道行政機関をいう。
- (b) 会議には、別表に示す構成員の推薦に基づき、事務局の同意を得られれば、オブザーバーとして会議に参加することができる。会議参加に係る経費は、5.(b)が適用される。
- (c) ニュースレターの配信は、オブザーバーが希望すれば受けられる。

守秘義務

A1-HRDの活動等を通じて知り得た情報等を当該情報に係る構成員の了解なしに第三者に開示し、または漏えいしてはならない。A1-HRD退会後も同様とする。

アジア水道事業体人材育成ネットワーク 構成員(参加事業体)リスト

日 本 東京都水道局
大韓民国 韓国水資源公社
大韓民国 ソウル特別市上水道事業本部
台 湾 台北自來水事業処
台 湾 台湾自來水公司
タイ王 国 バンコク首都圏水道公社
ベトナム 建設省建設第二大学校

(アルファベット順)